

# 活動火山対策特別措置法の改正

## 活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月10日施行）

### 《改正の背景》

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

### 《法律の概要》

- 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定
- 火山災害警戒地域を国が指定

※東京都の火山に係る火山災害警戒地域

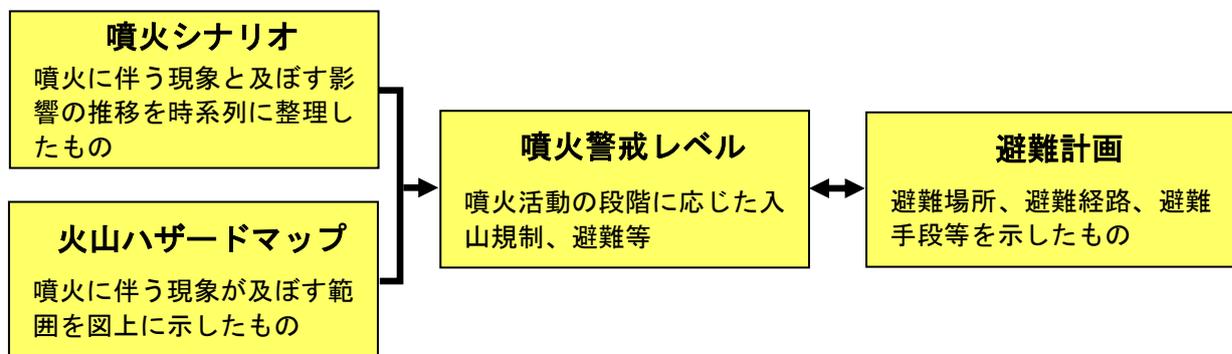
火山	伊豆大島	新島	神津島	三宅島	八丈島	青ヶ島
都道府県	東京都					
市町村	大島町	新島村	神津島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村

- 警戒地域に指定された都道府県及び市町村による火山防災協議会の設置
- 市町村が指定する集客施設等の管理者等による避難確保計画の作成

## 火山防災協議会の概要

### 《協議事項》

- 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築等、一連の警戒避難体制について協議



### 《構成員》

必須構成員	都道府県知事・市町村長、气象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家
任意構成員	都道府県及び市町村が必要と認める者 例：観光関係団体、地方測量部、海上保安本部、地方環境事務所、交通・通信事業者 等